

熊本県公報

第 1 1 1 5 0 号
平成 16 年 7 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|----------------------------------|-------------------|
| 規 則 | |
| ○熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 | (福祉のまちづくり課) 2 |
| 告 示 | |
| ○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 | (漁政課) 2 |
| ○公有水面埋立免許 | (漁港課) 2 |
| ○指定居宅サービス事業所の指定 | (介護保険課) 4 |
| ○ " | (") 4 |
| ○豊表の格付けの期日及び場所の廃止 | (農産課) 4 |
| ○豊表の格付けの期日及び場所の指定 | (") 4 |
| ○道路の供用開始 | (道路総務課) 5 |
| ○結核予防法第36条の規定による医療機関の指定 | (健康危機管理課) 5 |
| ○結核予防法第36条の規定による医療機関の辞退 | (") 5 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に関する予定 | (森林保全課) 6 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (") 6 |
| ○ " | (") 6 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に関する予定 | (") 7 |
| ○ " | (") 7 |
| 公 告 | |
| ○肥料登録事項変更 | (経営技術課) 7 |
| ○肥料登録有効期間更新 | (") 8 |
| ○基本測量の実施 | (監理課) 9 |
| ○建設業法第29条の2の規定に基づく公告 | (") 9 |
| ○宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分 | (建築課) 9 |
| ○貸金業所在不明者の公告 | (経営金融課) 9 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○教育委員会の会議の開催 | (総務広報課) 10 |
| ○労働関係調整法第10条の規定に基づくあっせん員候補者 | (地方労働委員会審査調整課) 10 |

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 改正内容
修学資金の貸与対象施設について、第4条第6号中「国立療養所又は国立高度専門医療センター」を「国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に、同条第9号の「国立コロニーのぞみの園」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」に改めることとした。
- 2 施行日
この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、改正後の熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第9号の規定は平成15年10月1日から、同条第6号の規定は平成16年4月1日から適用することとした。
- 3 経過措置
平成15年10月1日前に改正前の熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則第4条第9号に規定する施設又は平成16年4月1日前に同条第6号に規定する施設において、熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年熊本県条例第53号）第2条第2号に規定する指定業務に従事した者に係る同条例の規定の適用については、当該施設に従事した期間に相当する期間、その者は、改正後の規則第4条第9号又は同条第6号に規定する施設において同条例第2条第2号に規定する指定業務に従事したものとみなすこととした。

規 則

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年7月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第41号

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年熊本県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(介護福祉士等の業務)」に改める。

第4条第6号中「国立療養所又は国立高度専門医療センター」を「国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第9号の規定は、平成15年10月1日から、同条第6号の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年10月1日前に改正前の熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則第4条第9号に規定する施設又は平成16年4月1日前に同条第6号に規定する施設において、熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成5年熊本県条例第53号）第2条第2号に規定する指定業務に従事した者に係る同条例の規定の適用については、当該施設に従事した期間に相当する期間、その者は、改正後の規則第4条第9号又は同条第6号に規定する施設において同条第2条第2号に規定する指定業務に従事したものとみなす。

告 示

熊本県告示第801号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年7月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
川口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
熊本市川口町1194-1 藤森 隆美
熊本市川口町4488-1 橋本 国範
熊本市川口町1848 荒木 幸重
熊本市川口町2776 吉田 義宏
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
川口漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成16年7月30日から平成16年8月13日まで
- 5 縦覧場所
川口漁業協同組合

熊本県告示第802号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成16年7月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許年月日
平成16年7月22日
- 2 免許を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号 道路管理者 熊本県
天草郡倉岳町大字棚底1919番地 倉岳町土地開発公社
- 3 埋立区域
(1) 位置
1 工区
天草郡倉岳町大字宮田字池田3925の2、3925の14、3925の13、3925の12、3925